

「著作権法に関する検討課題」における図書館の権利制限の見直しについての要望

日本病院ライブラリー協会

「趣旨」

平成 17 年 1 月に著作権分科会法制問題小委員会において、著作権法に関する今後の検討課題の検討項目がまとめられましたが、基本問題の(2)権利制限の見直しの中で「②図書館関係、学校教育関係及び福祉関係の権利制限の拡大に関して検討するとともに、これらの権利制限規定により認められる利用の範囲の明確化についても検討する」とされています。そのひとつとして「病院図書館においても著作権法 31 条が適用されること」が挙げられましたが、これについて法制問題小委員会での検討をお願い致したくここに要望書を提出いたします。

「病院図書館の法的背景」

病院における図書館の設置は、医療法第 22 条の 2 項が平成 4 年に改正され「特定機能病院の人員及び施設の基準等」として、さらに医療法第 22 条が平成 9 年に改正され、「地域医療支援病院の法定施設等」として義務づけられています。

平成 16 年の「医師法 16 条の 2 第一項に規定される臨床研修に関する省令」および「省令の施行について」において医師の卒後臨床研修が必修化され、臨床研修病院の研修実施に関し、「必要な設備及び設備を有していること」として図書館環境が記載されています（資料 1）。

また、平成 7 年に厚生労働省、日本医師会などが中心になって設立された第三者の医療施設評価機関である、日本医療機能評価機構の評価項目には図書館機能（資料 2）が挙げられています。

「病院図書館の設置数」

厚生労働省の調査によると病院数は 9,014 施設（平成 19 年 3 月 19 日現在）となっています。そのうち 100 床以下から 1000 床以上の病院まで病院図書館を設置している施設数は、平成 19 年 3 月末の当協会の把握によると、約 580 機関となっています。

「病院図書館の現況」

平成 18 年 8 月に当協会において実施した病院図書館の現況調査（回答数 102 施設）では、病院図書館の平均像は以下のとおりとなっています。

- ① 図書館平均面積 121 m² ② 図書館職員 1 名 ③ 蔵書数 8,857 冊
- ④ 受入国外・国内雑誌数 155 誌 ⑤ 資料購入費（情報検索費を含む）854 万円
- ⑤ 相互貸借依頼件数（他機関への複写申込みまたは受付件数）（依頼 543 件 受付 130 件）
- ⑥ 病床数 493 床

上記のほか、図書館でのインターネット利用、および文献検索の利用はそれぞれ 97 施設です。

「病院図書館における複写について」

1. 医療機関に設置されている図書館の目的は、施設内の医師、看護師、薬剤師、技師などを対象に診療に必要な医療情報提供を主としてきました。医療情報全般を含め、現在はインターネットによる世界同時発信、同時入手の最新治療ニュースまで、そのほとんど全てが日常診療の中で、患者さんへ反映されるものです。

一機関での情報、資料入手では限界があるため、医療スタッフからの要請による医学文献の複写は、病院図書館業務のひとつとして必要とされています。この業務は、営利を目的としていないにもかかわらず、社会的には病院図書館における複写は現行著作権法に反するものであり、病院図書館は31条の図書館に該当しないとされ（資料3）、医科大学図書館における対応にも「病院図書館が自館（室）の資料を著作権者の許諾なしに複写することは違法である」との見解が見られます。病院図書館としての機能を維持するために明確な位置づけを必要としております。

2. 「著作権法施行令の概要」（昭和46年4月発行）には、複製の認められる施設として「法令によって設置されたものであること。（中略）医療法第22条第1項のように図書館施設の設置を抽象的に規定するにとどまっているものは、ここにいう法令に該当しないこと」とされています。この記載の対象となった医療法22条第1項は、平成9年に改正されています。しかしこの概要に記載されている上記部分がいまだに影響力を持ち、社会的に病院図書館における複写は違法であるとの認識が根強く残っています。この点を改めていただきたく、法制問題小委員会での検討をお願いいたします。

3. 診療現場である病院は患者さんの生命と直接対峙するため、病院図書館が提供する医療情報は的確性と迅速性が要求されます。病院の規模、種別に依ることなく必要とされる図書館機能は同一であり、その社会的公共性への貢献も同一です。病院図書館が同等に著作権制限の対象となる図書館であることについて検討をお願いいたします。